

特定商取引法に関する表示「キャッチライフサポート」

「キャッチライフサポート」のご契約に関する重要なことが記載されています。

本書面及び契約通知書の内容を十分にお読みください。

今回、キャッチライフサポート利用規約(以下「本規約」といいます)に基づき、「キャッチライフサポート」(以下「本サービス」といいます)の利用に係るご契約(以下「会員契約」といいます)が成立しましたので、以下ご通知いたします。

サービス名	キャッチライフサポート(ライフサポート電話相談/ライフサポートかけつけ/付帯保険 機器補償)
サービスの種類	電話相談/かけつけサービス/機器補償
サービス提供事業者 (以下「ケーブルテレビ 局」といいます)	株式会社キャッチネットワーク 住所: 刈谷市野田町大ヒゴ1番地 電話番号: 0566-27-2112 代表者名: 代表取締役社長 倉地陽一
利用料	月額880円(税込)
利用料以外に発生する 料金等	本規約の範囲内でのご利用の場合、利用料以外の追加費用は発生いたしません。 ■ライフサポートかけつけ 作業時間が所定の時間を超過した場合、もしくは部品交換または特殊作業が必要にな った場合、別途費用が発生します。なお、利用料を超える費用が発生する場合には、 着手前にお見積を提示し、お客さまのご了解を得た上で対応します。精算は出勤 業者と直接行っていただきます。
支払の方法・時期	毎月のお支払につきましては毎月26日(当該日が土日祝の場合は翌営業日)に指 定先よりお引落します。クレジットカードをご利用の場合はカード会社の規約に基づ いてのお支払となります(1回支払いのみ)。月額利用料のお支払が履行されなかつ た場合、サービス提供を停止させて頂く事がございます。
サービス提供時期	お申込日の翌月1日から会員契約終了日(本規約第12条第1項に基づき退会申 請を行った日の属する月の末日を指します)までとします。 ※回線工事等が必要となる場合は、工事完了日の翌月1日からサービス提供開始 となります。
契約締結の年月日	
契約締結担当者の氏名	
退会方法	1. 退会を希望する場合、弊社所定の方法で申し出てください。会員契約は、退会希望 日(会員が退会を申請した日以降の日付に限ります)の属する月の末日をもって終了し ます。会員契約の終了日まで本サービスの利用が可能です。なお、日割りでの料金計 算は行いません。 2. 入会のキャンセルも、弊社所定の方法で申し出てください。入会とキャンセルが同月 中であれば、利用料は発生いたしません。
弊社が行う会員契約の解 除等(本規約第13条に基 づく)	1. 弊社は、お客さま等(お客さまとその家族会員を指します)が以下の各号のいずれか に該当した場合、通知催告等何らの手続を要することなく、本サービスの利用を停止 し、会員契約を解除できるものとします。なお、弊社は、本条に基づく措置の理由を説 明する義務を負わないものとします。 (1)本規約等の定め違反した場合又は違反するおそれがあると弊社が判断した場合 (2)登録情報その他本サービスを利用するにあたり弊社に提供した情報の全部又は一 部につき虚偽の事実、誤記又は記載漏れ等の不備があることが判明した場合

	<p>(3)弊社等、他の会員又はその他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合</p> <p>(4)弊社等の提供するサービス(本サービスを含みますがこれに限られません。以下本項において同じ。)に係る規約に違反したことその他の理由によって、お客さまが当該サービスの提供を受けられなくなった場合</p> <p>(5)過去に弊社等の提供するサービスに係る規約に違反したことがある場合、若しくは登録の取消や退会処理、その他当該サービスの利用を弊社等から拒絶されたことがある場合</p> <p>(6)手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合</p> <p>(7)未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等の会員契約の成立に必要な手続を経ていなかった場合</p> <p>(8)支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合</p> <p>(9)お客さまが法人であることが発覚した場合</p> <p>(10)自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき</p> <p>(11)差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合</p> <p>(12)租税公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>(13)反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味します。以下同じ。)である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っているとお弊社が判断した場合</p> <p>(14)死亡した場合</p> <p>(15)弊社等からの連絡後、相当期間を経過してもなお応答がない場合</p> <p>(16)お客さまが会員契約の締結の申し込みと共に利用契約締結の申し込みを行った電気通信サービスの利用に係る契約が終了した場合</p> <p>(17)その他、弊社等が本サービスの利用の継続を適当でないと合理的に判断した場合</p> <p>2.本条に基づき本サービスの利用の停止を受け、又は会員契約が解除された場合であっても、お客さまは、当該利用停止日または会員契約解除日の属する月に係る利用料の支払義務を免れないものとします。</p> <p>3.弊社は、本条に基づき弊社が行った行為によりお客さまに生じた損害について一切の責任を負いません。</p>
その他の注意事項	<p>本サービスは、ケーブルテレビ局のサービス(以下「局サービス」といいます)に、既にご加入いただいているまたは同時にお申し込みをいただいたお客さまに限りご提供いたします。局サービスのご利用には、月額基本料金、工事費などが必要です。解約には撤去費が必要です。局サービスを解約された場合、本サービスも併せて解約となります。</p>

※キャッチライフサポート利用規約

https://www.katch.co.jp/service/terms/pdf/life_support.pdf

クーリング・オフに関する事項

1. キャッチライフサポートは、クーリング・オフの対象です。
2. 本書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録でお申し出いただくことにより会員契約の解除を行うことができます。
3. 2にかかわらず、弊社がクーリング・オフを妨げるために、事実と異なる説明をしたことによりお客さまが誤認をし、または弊社が威迫したことによりお客さまが困惑し、これらによって2の期間内にクーリング・オフを行わなかった場合には、別途弊社が作成しますクーリング・オフ妨害の解消のための書面を、お客さまが弊社から受領した日から起算して8日を経過するまでの間に、書面又は電磁的記録でお申し出いただくことにより会員契約の申込の撤回又は解除を行うことができます。
4. 1又は2に定めるクーリング・オフは、お客さまが1又は2のお申し出をされた時にその効力を生じます。
5. 1又は2に定めるクーリング・オフがあった場合、
 - ①既に本サービスがお客さまにおいて提供開始されている場合で、本サービスの提供終了に要する費用がある場合、当該費用は弊社が負担いたします。
 - ②弊社が本サービスの利用料の全部または一部を受領している場合は、弊社はお客さまに対して、速やかに受領した全額を返還いたします。
 - ③既にお客さまが本サービスをご利用していた場合においても、弊社がお客さまに利用料その他の金銭の支払を請求することはありません。
 - ④弊社は、お客様が本サービスをご利用することにより得られた利益に相当する金銭、並びにクーリング・オフに伴い発生する弊社の損害にかかる金額の支払を請求することはありません。

※クーリング・オフの書面は、キャッチネットワーク宛にお送りください。

住所：刈谷市野田町大ヒゴ1番地

宛名：㈱キャッチネットワーク 業務課

以上